

日本生命健康保険組合 御中

- 被保険者
 被扶養者

【任意継続用】出産育児一時金請求書

被 保 險 者 記 入 欄	被保険者証	記号					番号										
			(フリガナ)														
	被保険者氏名												資格取得年月日	S・H・R	年	月	日
	生年月日		S・H 年 月 日										資格喪失年月日	H・R	年	月	日
	(被扶養者が分娩したとき) 分娩者氏名												生年月日	S・H	年	月	日
上記のとおり申請いたします。																	
〒 - 住所 :																	
被保険者 氏名 :																	

医 師 ・ 助 産 師 証 明 欄	分娩者氏名				生年月日	S・H	年	月	日					
	分娩予定日	R	年	月	日	分娩日	R	年	月	日				
	生産または死産の別 (いずれかにチェックしてください) →				<input type="checkbox"/> 生産	<input type="checkbox"/> 死産 (妊娠	週	日)						
	出生児数 (いずれかにチェックしてください) →				<input type="checkbox"/> 単胎	<input type="checkbox"/> 多胎 (児)							
	上記のとおり相違ありません。										R	年	月	日
	〒 - 医療機関所在地													
医療機関名称														
医師・助産師氏名														

出産育児一時金支給申請の前に必ずご確認ください

目的	<ul style="list-style-type: none">・被保険者本人および被扶養者となっている家族が出産し、<u>直接支払制度・受取代理制度を利用しなかった場合に申請する手続き。</u>・妊娠 8 5 日（12週と1日）以降の出産であれば、生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を問わず対象となる。・被保険者期間が継続して 1 年以上ある被保険者本人が、資格喪失後 6 カ月以内に出産した場合も対象となる。 また、任意継続被保険者で、強制被保険者期間が 1 年以上あり、任継続被保険者資格喪失後 6 カ月以内に出産した場合も対象となる。 なお、被保険者の資格喪失後に被扶養者が出産した場合は対象外。
支給額	<ul style="list-style-type: none">・支給額は健康保険法に準じるため、 下記、日本生命健康保険組合 社外HPを参照。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>日本生命健康保険組合 社外HP > こんなとき > 出産したとき > 出産育児一時金・家族出産育児一時金 > 解説</p></div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"></div> <p>※被保険者出産育児一時金、配偶者・家族出産一時金はいずれか一方しか受給できない。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none">①医師・助産師の証明を受けられない場合は、 母子手帳の 1 ページ目に記載されている「保護者の記入欄」「出生届済証明」(写)②医療機関等に支払った、産科医療のスタンプ押印済の「領収証」(写)③医療機関等から交付される「直接支払制度に係る代理契約を医療機関等としない旨」が記載された合意文書④健康保険資格喪失後の分娩の場合は、現在加入の健康保険証 (写) <p>＜海外で出産した場合＞</p> <ul style="list-style-type: none">①出産した事実が確認できる書類 (医師・助産師の証明または領収書の写し)②同意書
提出締切	健保組合に毎月 10 日までの到着分は、原則翌月給与処理にて支給する。(不備のない場合) 関係会社職員は関係会社経由、退職者は退職時の所属経由、任意継続および特例退職の被保険者は登録口座へ支給。